

個人住民税の特別徴収にかかる Q&A

従業員様向け

H29.10.24 時点

問 1) 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？また利用することで、どんなメリットがありますか？

【回答】

従業員の方々の納税の便宜を図る目的から、事業主が毎月の給与を支払う際に、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税（市町村民税と府民税）を徴収して（天引きして）、従業員に代わってその従業員が居住する市町村に納入していただく制度です。

年間の税額を12分割した税額を、毎年6月から翌年5月まで毎月の給与から天引きします。

事業主が代わりに納入するため、従業員の方が金融機関や役所に出向く手間もなくなり、納め忘れの心配もありません。

また、普通徴収（納付書、口座振替による納付）の場合は、年4回払い（南丹市のみ10回）であるのに対して特別徴収の場合は年12回払いであることから、1回あたりの納付額が少なくなります。

問 2) 「特別徴収」の対象となる人はどういう人ですか？パートやアルバイトでも対象ですか？

【回答】

地方税法第321条の3の規定では、次の①②いずれにも該当する方が対象となります。

- ① 前年中に給与の支払いを受けた方
- ② 当該年度の初日（4月1日）において、給与の支払いを受けている方

したがって、パート・アルバイトの従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収することになります。

ただし、毎月の給与が少額の場合や給与支払いが不定期の場合等は特別徴収の対象外とすることが可能です。

問 3) 今まで「特別徴収」をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか？

【回答】

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の住民税を特別徴収しなければならないことになっています。

今までこの要件に該当する事業主については特別徴収をしていただく必要があったのですが、平成25年度から京都府と府内の全ての市町村が連携して、一斉に個人住民税の特別徴収の徹底をするよう取り組んでおり、平成30年度から一斉指定をするものです。御理解と御協力をお願いします。

問 4) 特別徴収の場合、税額の通知はどのような形で届くのですか？

【回答】

5月中旬以降に勤務先経由で従業員の方々に特別徴収税額通知書をお送りします。

これまで、6月中旬にご自宅へ納税通知書をお送りしていましたが、特別徴収に切り替わると、原則として、納税通知書はお送りしません。

問5) 不動産所得など、給与以外の所得を有する場合の納税方法はどのようにになりますか？

【回答】

給与・公的年金等に係る所得以外（当該年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する個人住民税については、徴収方法を選択することができます。確定申告書の第二表「住民税に関する事項」もしくは市（町・村）・府民税申告書で「給与から差し引き（特別徴収）」「自分で納付（普通徴収）」のいずれかを選択してください。

問6) 家族だけで営業しており、事業専従者ですが、それでも特別徴収されるのですか？

【回答】

個人事業主の場合で専従者給与のみを支給している事業主であれば、当面、普通徴収でも可能です。

問7) 給与を2か所以上からもらっている場合は、どうなりますか？

【回答】

2か所以上から給与の支払いを受けている方については、主たる勤務先である事業所の給与から、従たる勤務先の給与を含めた税額を天引きする取扱となります。

問8) 給与の手取り額が少なくなるため、普通徴収のままにしてほしいのですが。

【回答】

給与所得者は、地方税法で特別徴収により徴収する旨が規定されているため、事業主や従業員等の意思で徴収区分を選択することはできません。

確かに手取り額は普通徴収の時に比べて少なくなりますが、年間に納入する税額は変わりません。わざわざ金融機関等で納める手間もなく、納め忘れて督促手数料や延滞金がかかることも防げます。1回あたりの納付額も少なくて済みます。

問9) 退職等で給与の支払を受けなくなった場合はどうなりますか？

【回答】

① 6月1日から12月31日までに退職等があった場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。

利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申出又は了解を得て、退職時に支払う給与又は退職手当から一括して徴収していただくこともできます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等があった場合

地方税法第321条の5第2項の規定により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払う給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。ただし、一括徴収すべき金額等が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

(参考資料)

根拠法令等

【特別徴収の根拠】

地方税法

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第321条の3 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないとその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

（以下、省略）

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第321条の4 市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によって徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。（以下、省略）

所得税法

(源泉徴収義務)

第 183 条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。（以下、省略）

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第 184 条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

【特別徴収義務者の義務と罰則規定等】

地方税法

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第 321 条の 5 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。（以下、省略）

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。（以下、省略）

(市町村民税の脱税に関する罪)

第 324 条第 3 項 第三百二十二条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十二条の七の六(第三百二十二条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によって徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(給与支払報告書等の提出義務)

第317条の6 一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによって、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。（以下、省略）

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第317条の7 前条の規定によって提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（以下、省略）